



出張報告書

令和 7 年 1 1 月 17 日

尼崎市議会議長 様

会 派 名 蒼 風 会
 代表者氏名 津田加寿男
 出張者氏名 津田加寿男 林 久博
 磯田 雅司 大谷 勘介
 もみのき 純加

このたび、出張しましたので、次のとおり報告します。

1 出張期間 令和7年11月4日から令和7年11月6日まで

2 結果の概要

用務先 湖西市 藤沢市 横須賀市 平塚市	報告事項 (この欄には要点を箇条書きにし詳細事項がある場合は別紙添付) 1 ボートレース場運営について 2 地域と連携した防犯カメラの設置促進策について 3 部活動地域移行の取組について 4 殺処分ゼロの取組について
添付書類 ☒ 視察報告書 ☐ ☐ ☐	備 考

3 届出事項の変更等 ☐ な し ☒ あ り (内容は裏面に記載)

旅 費 の 精 算

- ☐ 精算額は、令和 年 月 日届け出た額 (円) と同一額である。
- ☒ 届出事項の変更等により、別途精算する。(精算額は裏面に記載)

(裏面)

届出事項の変更等の内容

変更等の事項と理由

□ 11月6日 (5名)

経路:神奈川県動物愛護センター(徒歩)⇒南平橋(バス)⇒平塚駅北口
@ 510円×5名 = 2,550円

変更:神奈川県動物愛護センター⇒平塚駅(タクシー)
ジャンボタクシー6,600円

変更理由:視察が長引き予定時間(11:49発)のバスに間に合わず、
次発バスが(12:29発)となっていたためタクシーに変更

支 出 額	2 8 6 , 7 8 0 円
精 算 額	2 9 0 , 8 3 0 円
支出 差引 額 戻入	4 , 0 5 0 円

変更前と後の日程

	月	日	日	日	日	日	日
前							
発着地							
後							
前							
経 路							
後							
前							
用務先							
後							
前							
宿泊先							
後							

視察報告書

蒼風会

提出日: 令和7年 11月 17日

報告者:

本 久博

視察日時	令和7年 11月 4日(火)14:00~15:30
視察先	浜名湖ボートレース企業団
説明者	浜名湖ボートレース企業団 企業長 事務局長 副主幹
参加議員	・津田 加寿男 ・磯田 雅司 ・もみのき 純加 ・大谷 勤 ・本 久博
調査目的	ボートレース場運営について
調査内容	本市における公営競技事業(ボートレース尼崎)の持続的な発展と地域経済への貢献を検討するにあたり、来場者拡大・地域活性化に成功している浜名湖ボートレース場の運営事例を調査した。特に、地域との連携、集客イベントの実施、経営効率化の工夫などを学び、今後の事業運営の参考とすることを目的とした。

※報告者名、参加議員名は本人直筆

【調査概要】

(1)施設整備と来場者環境の向上

スタンド内の改修による観覧環境の改善。

ファミリー層・女性層を意識したキッズスペース、カフェ、屋外テラス等を設置。

バリアフリー化や清掃管理の徹底など、「誰もが快適に過ごせる空間づくり」に注力。

(2)地域連携・社会貢献

地元企業・団体と連携し、地場産業や文化を PR するイベントを多数開催。

売上金の一部を地域振興・福祉事業に還元。

日本財団との協働によるパラスポーツ体験イベントなど、社会的意義のある事業を展開。

(3)集客イベントの具体的取組み

浜名湖ボートレース場では、季節や地域性を活かした多様な集客イベントを開催している。

○静岡かき氷&ひんやりスイーツ祭りあり(7月三連休)

県内から延べ 30 店舗のかき氷店が出店。

目標来場数「3 日間で 6,000 人」に対し、実績は 14,000 人と大きく上回る結果となった。

○浜名湖アイスエキスポ 2025

4 年前に初開催し、今年で 4 年連続の実施。

日本各地の 100 種類以上のアイスを集め、万博開催年に合わせ「世界のアイス」も導入。

過去 3 年の来場者数は「39,000 人」「38,000 人」など安定した実績を誇り、

今年は目標「40,000 人」に対し、47,746 人が来場する大盛況となった。

○スポパラ(パラスポーツ体験イベント／日本財団提携)

車いすバスケットボールや陸上競技などを体験できるイベントを 3 ホールで実施。

完全予約制で、目標「1,800 人」に対し 1,828 人が体験し、満員御礼の人気を博した。

=今後の予定イベント=

「静岡お菓子フェア」を今月末に開催予定。

また、J-1 ハワードショー開催期間中の来場者増加を見込み、さらなる集客につなげる計画。

(4)経営・運営体制

浜名湖競艇企業団による一元管理により、効率的で透明性の高い運営を実現。

経費削減と安全管理の両立を図るとともに、職員研修や安全教育を継続的に実施。

浜名湖ボートレース企業団の概要

名 称：浜名湖ボートレース企業団
所在地：湖西市新居町中之郷3727-7
設 立：昭和28年3月
出資金：7,471万円
職員数：男性44名 女性8名
計52名(令和7年4月現在)
※職員は地方公務員
平均年齢：40.9歳

浜名湖ボートレース企業団の社会貢献

ボートレースの収益は地方自治体の大きな収入源になっています！



8

11

【所感・まとめ】

浜名湖ボートレース場は、単なる公営競技施設の枠を超え、「地域が楽しみ、誇りに思えるエンターテインメント空間」として確立している。

特に、明確な集客目標を設定し、地域企業・団体との協働により結果を出している点は高く評価できる。

本市のボートレース尼崎においても、こうした事例を参考に、地域の魅力発信と連動したイベント企画、多世代が楽しめる空間づくり、地域還元の見える化などを進めることが、持続的な発展につながると考えられる。

視察報告書

提出日：27 年 11 月 17 日

報告者：もみのき 純加

視察日時 2025年11月5日（水） 10:00 - 11:30
視察先 藤沢市議会
説明者 藤沢市 防災安全部 防犯交通安全課
参加議員 ・ 津田 加寿男 ・ 本村 久博子
・ 磯田 雅司 ・ 大谷 基介
・ もみのき 純加



藤沢市HP
(防犯カメラ付き自動販売機)

調査目的 地域と連携した防犯カメラの設置促進策について
調査内容 自販機防犯カメラなど藤沢市における地域と連携した防犯カメラの設置促進策について調査したい。

【視察内容】

藤沢市と尼崎市は人口規模が同程度でどの分野に関しても非常に参考にしやすいまちです。市が街頭防犯カメラを設置及び維持管理をしているほか、自治会・町内会などによる防犯カメラの設置費及び修繕費に対して、設置費の4分の3または、1台27万円のいずれか低い額の補助を行い、犯罪のない安全安心なまちづくり、防犯対策の強化を図られています。また、防犯カメラ付き自動販売機（みまもり自販機）の設置を推進されており、利用者が多い場所に合計8台を設置しています。みまもり自販機は、キリンビバレッジ株式会社様と、自治会・町内会、警察と連携し「安全・安心のまちづくりに係る協定」を締結させ、防犯対策事業の一環として取り組んでおられます。

【所感】

自動販売機に防犯カメラを一体化させることで、カメラの存在を可視化させ、また明示する表示（ポップ等）により抑止効果が高まるのではないかと考えられます。また留意点としましては、地域のプライバシー保護の配慮、セキュリティ面では、専用画像解析ソフトがないと視聴不可で漏えいリスク低減などの工夫もありました。尼崎市では、刑法犯認知件数が高く防犯カメラの普及が望まれているので、非常に参考となりました。

視察報告書

提出日 令和7年11月17日

報告者 儀田雅司

日時 2025年11月5日 水曜日 14:30~16:00

場所 横須賀市市議会事務局

説明者 横須賀市教育委員会事務局 学校教育部・保健体育課 教育指導課

(調査目的)

横須賀市部活動・地域移行における改革について

(視察内容)

平成30年国のガイドラインが示され、いち早く平成31年度に横須賀市でも方針を策定、令和4年12月にスポーツ庁・文化庁から新たなガイドラインが示された後に令和7年3月には横須賀市も部活動方針を全面改訂し段階的方針を盛り込んだ。

このように柔軟に国のガイドラインの変更を取り入れ特に部活動の休日運営については、フェーズに分けて段階的に移行する計画内容をお聞きするとともに進捗状況を確認させて頂く。

(所感)

現在、横須賀市においてもフェーズ分類の中でも、「休日の地域活動の開始」に入ったところである、行政内部の理解以上に地域理解・保護者 PTA、並びに子どもたちへの理解が進んでいない様子である、国の指針である令和 9 年度の完全移行を絶対とせず、地域理解を優先としてフェーズ移行を柔軟に対応して行く事が重要であるように感じた。

視察報告書

蒼風会

提出日: 令和7年 11月 17日

報告者: 大谷 甚介

視察日時	令和7年 11月 6日(木)10:00~11:30
視察先	神奈川県動物愛護センター
説明者	神奈川県動物愛護センター 管理課長 愛護指導課長 愛護指導課課長補佐
参加議員	・ 津田 加寿男 ・ 林 久博 ・ 大谷 甚介 ・ 磯田 雅司 ・ もみのき 純加
調査目的	殺処分ゼロの取り組みについて
調査内容	仮に殺処分ゼロに取り組む場合、どれ程の予算でどのような体制が必要かを検討したい。パイオニアである神奈川県が殺処分ゼロを掲げてから達成するまでのプロセス。殺処分ゼロを維持するための年間予算と人員体制、地域の保護団体との連携や役割分担について調査する。

※報告者名、参加議員名は本人直筆

【調査概要】

「動物を処分するための施設」から「生かすための施設」に

沿革

昭和 47 年4月 「神奈川県犬管理センター」として開設

平成 20 年3月 「神奈川県動物愛護管理推進計画」が策定される。

平成 23 年4月 犬の譲渡会と併せて猫の譲渡会を開始。

平成 26 年4月 平成 25 年度に当所に収容された犬の殺処分が初めてゼロになる。

平成 27 年4月 平成 26 年度に当所に収容された猫の殺処分が初めてゼロになる。

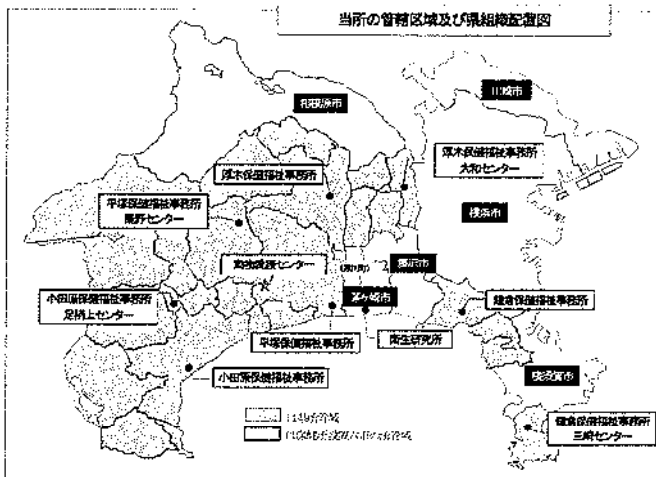
平成 30 年1月 建て替え工事着工。

令和元年6月 名称を「神奈川県動物愛護センター」と改称し、新たに開所。

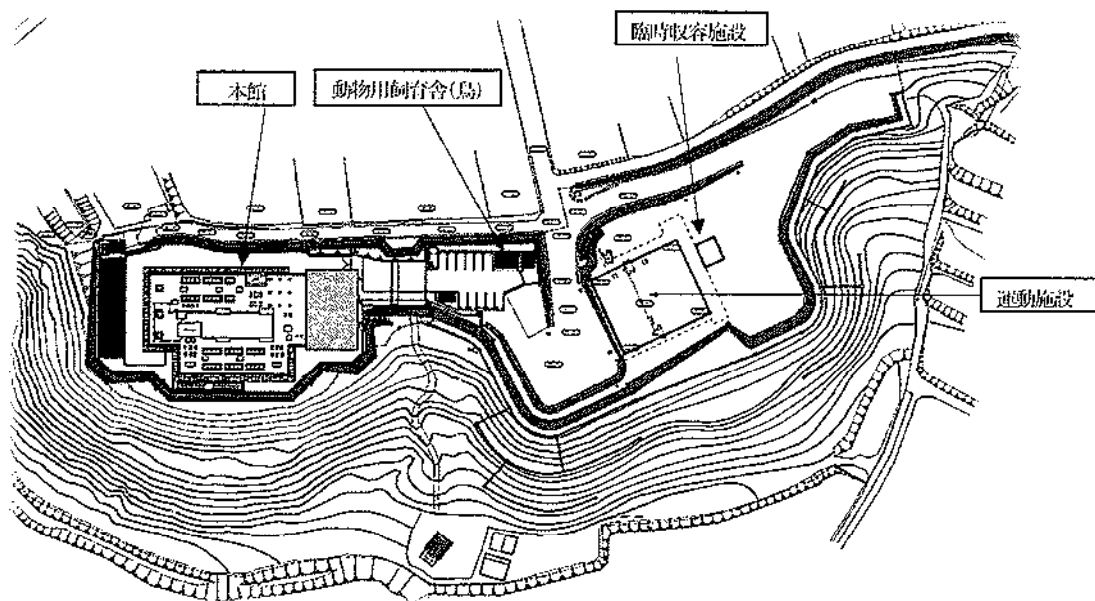


管轄区域

26 市町村(県内全市町村のうち横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町を除くもの)全域



施設概要



令和6年度予算

事業	細事業	細々事業	予算額
動物保護対策費	動物保護等事業費	動物保護事業費	41,691,000
		動物愛護センター車両更新費	6,225,000
		かながわペットのいのち基金推進事業費	25,934,000
		動物由来感染症情報分析体制整備事業費	390,000
		動物愛護推進事業費	705,000
		動物愛護ボランティア活動費補助	3,440,000
多頭飼育総合対策費	多頭飼育総合対策費	多頭飼育総合対策費	4,222,000
		かながわペットのいのち基金多頭飼育総合対策費	6,671,000
動物愛護センター運営費	動物愛護センター維持運営費	動物愛護センター維持費	20,217,000
合 計			109,595,000

※ 動物愛護センター執行分のみ計上

主な業務

- ・狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）
- ・動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）
- ・神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例（昭和 54 年神奈川県条例第 35 号）
- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）
- ・かながわペットのいのち基金条例（平成 30 年神奈川県条例第 25 号）

動物保護事業

犬・猫等の引取り

- 飼えなくなった動物の引取り
- 所有者の判明しない動物の引取り

動物の譲渡と処分

- 動物の返還、譲渡及び処分
- 犬・猫の譲渡

犬の指導取締り

- 迷い犬等の収容
- 犬の飼育管理指導
- 犬の収容、保管及び返還
- こう傷犬の収容及び検診

かながわペットのいのち基金を活用した取組み

飼い主のいない猫の避妊又は去勢手術の支援

動物愛護の普及啓発事業

動物の適正飼養の推進・動物愛護普及活動

- 譲渡前講習会
- 譲渡後講習会（飼い主教室）
- 飼い主向けの各種教室やセミナー
- いのちの教室
- インターンシップ及び施設見学
- 動物愛護のつどい

動物取扱対策事業

特定動物対策事業

- 特定動物の飼養等の許可事務
- 特定動物の飼養等の立入検査等

動物取扱業対策事業

- 第一種動物取扱業の登録事務
- 第二種動物取扱業の届出事務
- 動物取扱業の立入検査、指導等
- 動物取扱責任者研修

その他

- 動物由来感染症情報分析体制整備事業
- 苦情相談等処理状況
- 災害対策事業
- 調査、研究
- 広報活動
- 会議・研修等
- 動物慰霊式

飼えなくなった動物の引取りや迷い犬の収容を行い、それらの返還や譲渡を行っています。また、かながわペットのいのち基金を活用した取り組みや飼い主のいない猫の避妊・去勢手術事業を行っています。

(1) 犬・猫等の引取り

ア 飼えなくなった動物の引取り

やむを得ない事情で飼えなくなった動物は、遺棄や放置等の問題を未然に防ぐ目的で、引取りを実施しています。

犬			猫			規則で定める動物					
成犬	幼犬	計	成猫	幼猫	計	いえうさぎ	鶏	いえぼと	あひる	その他	計
57 (60)	0 (0)	57 (60)	94 (116)	0 (0)	94 (116)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (9)	10 (14)

()は相模原市、藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町からの引取りを含む。

イ 所有者の判明しない動物の引取り

路上等で保護された犬及び公共の場所に遺棄された幼猫等については、動物の愛護及び管理に関する法律の規定に基づき、引取りを実施しています。また、規則で定める動物については、動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、引取りを実施しています。

犬			猫			規則で定める動物					
成犬	幼犬	計	成猫	幼猫	計	いえうさぎ	鶏	いえぼと	あひる	その他	計
79 (87)	6 (6)	85 (93)	5 (6)	32 (33)	37 (39)	3 (3)	3 (3)	0 (0)	1 (1)	61 (79)	68 (86)

その他：クサガメ、セキセイインコ等

()は相模原市、藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町からの引取りを含む。

【所感・まとめ】

「生かすための施設」として殺処分ゼロを継続している神奈川県動物愛護センターを視察。動物関連施設とは思えぬような、人間も動物たちも過ごしやすく自然で快適な空間でした。避妊去勢や検査をするため手術室はありますが、処分機などはなく生かすためという想いが込められた施設であることを実感しました。

「生かすための施設」を目指すきっかけは、動物愛護精神の普及もあるが、旧センターで働く方々の固い意志とのこと。野良犬を「不用犬」として当たり前処分していた時代背景のなか、職員さんたちは、心を痛めながら殺処分の業務を行う一方で動物愛護意識の普及を一生懸命行っていたそうです。



(不用犬定日収集車)

職員の方々の想いが多くの共感を呼び殺処分ゼロという高い壁に挑むことができたのだと

思います。本市においても、ただの人事異動ではなく、動物愛護精神を持ち想いに溢れた職員が集まる環境にする必要があります。

神奈川県の特筆すべき取り組みは、「安楽死情報の公開」です。完璧な「殺処分ゼロ」は不可能です。強引に進めた場合、助からない動物も抱え込むか、引き取りを拒否するしかなく不幸な動物は増え続けます。安楽死と殺処分の違いを真摯に議論し理解を得るのが最も現実的な手段であると思います。

2 安楽死処置の実施

県では、動物愛護センターで保護した犬や猫のうち、回復の見込みがない病気やケガによる苦痛がある場合などには、苦痛からの解放のため安楽死処置をすることがありますが、殺処分ゼロ達成（犬は平成25年度、猫は平成26年度）以降は行った事例はありませんでした。

しかし、令和6年度に、飼い主から引き取った犬2頭について、安楽死処置等の判断に関するガイドラインに則り、複数の獣医師の意見を伺ったうえで、初めて安楽死処置を実施しました。

この2頭については、いずれも高齢で、収容時から後ろ足のふらつきや全身性腫瘍などの病気があったため、公益社団法人神奈川県獣医師会の協力を得ながら、懸命に治療を行っていましたが、回復の見込みがたらず、衰弱が進んでしまったため、苦痛を長引かせることなく安楽死処置を行うことが適切であると判断しました。

回復する見込みのない動物を苦痛から解放するために、動物福祉の観点から、獣医師が行う安楽死処置は、誤殺可能な犬や猫を処分するいわゆる「殺処分」とは異なるものとしています。

安楽死を殺処分としてカウントしない「殺処分ゼロ」を批判する声もありますが、現実的に少しでも前に進めようとする姿勢を本市も見習い動物愛護行政の推進に取り組んで頂きたいと感じました。

神奈川においても、センターと動物愛護団体との軋轢はあるそうです。ですが、不幸な動物を無くしたいという想いを共有することなく距離が縮まることはありません。

全てを助けることが不可能に近いことは誰もが理解していると思います。その上で不利益な情報も真摯に公開し前向きに議論をしていくことの大切さを改めて教えていただきました。